

犬のメモリアル 給付金制度について



飼い主による犬の登録は法律で義務付けられていますが、一般社団法人ペットフード協会の調査では実際に登録されているのは7割弱で3割が未登録であると言われていています。狂犬病が発生したときに備えるため、市ではどこで犬が飼われているかを把握しておく必要があります。また狂犬病予防注射についても毎年1回の接種が義務付けられていますが、接種率は7割程度であるため、飼い犬の登録及び狂犬病を予防するための予防接種を促進することを目的にメモリアル給付金制度を実施します。

※狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

- 犬の登録は1回行えば、その犬の生涯にわたり有効となります。
- 坂井市では、毎年4月から5月にかけて市内各会場で狂犬病予防注射を実施しています。
- 県内の動物病院でも登録と狂犬病予防注射ができます。

1 申請の資格について

- (1) 坂井市の犬の登録台帳に記載されていること。
- (2) 申請者（飼い主）は市内に住所のある方。
- (3) 狂犬病予防注射を過去3カ年継続して接種済みであること。

※高齢または病気等により注射を受けることができない場合は、かかりつけの動物病院にて証明（狂犬病予防注射実施見合わせ証明書）を受けてください。

2 申請の方法について

- (1) 飼い犬が亡くなった場合、環境推進課へ犬のメモリアル給付金支給申請書を提出してください。
- (2) 給付金は3,000円です。
- (3) 亡くなってから1年以内に申請してください。

【申請時に必要なもの】

- 申請者の身分が分かるもの（免許証等）
- 申請者の通帳（口座が分かるもの）
- 申請者の印鑑

【申請・お問い合わせ先】

坂井市環境推進課

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

電話番号 0776-50-3032 FAX 番号 0776-68-0440